

令和6年度 第1回 東御市青少年健全育成審議会次第

日 時 令和6年8月26日(月) 午後7時～

場 所 中央公民館2階 学習室5

(委員の委嘱)

1 開 会

2 市長あいさつ

3 自己紹介

4 青少年健全育成審議会について

P1

5 会長選出・会長代理の指名について

6 会長あいさつ

7 協議事項

(1) 放課後子ども教室推進事業「げんき塾」について

P2～3

(2) 第2次東御市青少年健全育成計画の令和5年度の実施状況及び結果について

P4～6

(3) 長野県子ども・若者支援総合計画（令和5～9年度）について

P7～10

(4) 第3次東御市青少年健全育成計画について

P11

(5) その他

8 その他

9 閉 会

東御市青少年健全育成審議会8期 委員名簿

任期（2年）： 任命日～令和8年3月31日 （敬称略 順不同）

	氏 名	区名	備 考
1	横山 榮二	曾根	前市青少年補導委員 上小少年警察ボランティア東御ブロック事務局長
2	小川 幸夫	乙女平	民生児童委員協議会 児童福祉部会長
3	小宮山 公一	下八重原	市子ども会育成連絡協議会会長
4	荻原 慎一郎	上八重原	市青少年補導委員会会長 上小少年警察ボランティア東御ブロック長
5	廣田 美和子	島川原	市スポーツ協会常任理事
6	小林 佑次	加沢	小学校PTA副会長（田中小）
7	田中 優人	田沢	小学校PTA副会長（和小）
8	勝見 藤一	—	生徒指導主事（東部中学校）
9	安藤 秀夫	—	生徒指導主事（東御清翔高等学校）
10	上原 真美	田中	前とうみセーフティネットの会（地域部会）
11	竹内 裕子	新屋	前ネットリテラシー教育推進協議会会員
12	原澤 令子	海善寺	和友遊クラブ指導者
13	岡田 佳澄	御牧原北部	社会教育委員

事務局

	氏 名	職 名 等	備 考
1	井上 祐一	企画振興部長	
2	柳橋 智	地域づくり支援課長 （青少年センター所長）	
3	小松 祐基	地域づくり支援課 青少年係 主査	
4	後藤 綾子	地域づくり支援課 青少年係 青少年健全育成専門指導員	

東御市青少年健全育成審議会について

1 東御市青少年健全育成条例の制定

平成 16 年 4 月に東御市が発足し、新市建設の基本方針を「東御市まちづくり計画」に定め、それを基本に「第 1 次東御市総合計画」が策定されました。その施策の大綱の中で、「未来を担う人を結ぶまち」が掲げられています。

その総合計画に基づく「有害図書 NO 宣言による青少年によりよい環境づくり」の推進、また、有害自動販売機の増加により社会環境整備が急務であることから、平成 17 年 1 月青少年環境浄化研究委員会、平成 18 年 12 月に青少年健全育成条例策定懇話会を設置し、調査研究を行い、青少年健全育成に関する基本理念や市・市民等の責務及び市の施策の基本を定め、青少年のための社会環境整備をするため、平成 19 年 6 月「東御市青少年健全育成条例」（以下「条例」）が制定されました。

2 東御市青少年健全育成計画の推進について

市では、条例第 8 条に基づき東御市青少年健全計画を定め、青少年に係る施策を進めています。

- ・ 第 1 次東御市青少年健全育成計画 （平成 20 年 3 月策定）
- ・ 第 2 次東御市青少年健全育成計画 （平成 30 年 4 月策定）
- ・ 第 3 次東御市青少年健全育成計画 （令和 6 年 4 月策定）

主な事項（第 8 条第 2 項）

- (1) 青少年及び青少年の団体が行う健全な活動に関する事項
- (2) 青少年の健全な育成のために市民及び青少年育成団体が行う活動に関する事項
- (3) 青少年を取り巻く社会環境の整備及び青少年の非行の防止に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げる事項のほか、青少年の健全な育成に関し必要な事項

3 東御市青少年健全育成審議会について

市では、条例第 26 条と 27 条に基づき、東御市青少年健全育成審議会を設置し、次に掲げる事項その他青少年の健全育成に関する事項について調査審議し推進していきます。

- (1) 第 8 条の規定による青少年健全育成計画の策定及び変更
- (2) 第 10 条の規定による表彰者の決定
- (3) 第 12 条第 2 項の規定による有害図書類の指定又は同条第 7 項の規定による有害図書類の指定の取消し
- (4) 第 13 条第 2 項の規定による有害がん具類の指定又は指定の取消し

また、審議会は上記掲載事項のほか青少年の健全な育成に関する事項に関して市長に意見を述べるができます。（条例第 26 条第 4 項）

審議会の委員は、青少年の健全育成に関し識見を有する者 15 人以内で組織し、任期は 2 年、再任されることができるとしています。（条例第 27 条第 1 項、第 2 項、第 3 項）

(1) 放課後子ども教室推進事業「げんき塾」について

令和6年度放課後子ども教室推進事業「げんき塾」開催要綱

【事業名称】 放課後子ども教室推進事業「げんき塾」

【主催】 東御市、東御市教育委員会

【運営委託先】 一般社団法人 SanyTOMI

【目的】

放課後活動の充実を図るため、様々な遊び等の体験を通して、学年を超えた交流活動を促し、高学年児童のリーダー養成を図るとともに、青少年健全育成及び児童の体力向上を推進する。また、東御清翔高校の生徒（ボランティア部等）や地域の方等をサポート役として、運営等に協力いただき、異年齢間の交流を推進する。

【事業期間】 令和6年4月から令和7年3月まで

【日時・場所】 水曜日、放課後午後3時30分から午後4時30分頃まで

（田中小、和小：各5回実施、滋野小、祢津小、北御牧小：各4回実施）

* 田中小は午後2時30分から午後3時30分まで。

ただし10月9日のみ午後3時30分から午後4時30分

夏休み期間中は午前10時から午前11時まで

市内5小学校の校庭又は体育館（雨天の場合等）

【中学生「ゆるっとスポーツクラブ」との合同開催について】

・ 祢津小・・・10月16日 東部中と合同開催

・ 北御牧小・・・7月3日 北御牧中と合同開催

小学校名	田中小	滋野小	祢津小	和小	北御牧小
予定日	6月19日	5月29日	5月22日	6月5日	7月3日
	7月17日	7月24日	7月10日	7月31日	10月2日
	10月9日	10月30日	8月7日	9月25日	11月13日
	11月27日	1月22日	10月16日	11月6日	1月29日
	2月12日			1月15日	

【対象】 全学年

【定員】 30名（先着順だが、柔軟に対応する）

【遊び内容】 運動遊び・集団遊び等

【帰宅方法】 保護者の送迎又は児童館・児童クラブへ移動

【参加費】 無料

【保険】 傷害保険へ加入

【実施体制】

＜放課後子ども教室運営委員会＞

- ・ 青少年健全育成審議会で運営内容について、意見をいただく。
(この会議を放課後子ども教室運営委員会とする)

＜放課後子ども教室運営協議会＞

- ・ 放課後子ども教室の運営方法等を検討する。
- ・ 学校等の連携を図るため、教頭・地域コーディネーター・事務局等による会議を行う。
(この会議を放課後子ども教室運営協議会とする)

＜地域コーディネーター＞

- ・ 放課後子ども教室推進事業の総合的な調整を行う。
保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者確保、活動プログラムの企画運営等を行う。
- ・ 一般社団法人SanyTOMI指導員を地域コーディネーターとする。

＜協働活動支援員＞

- ・ 本事業の運営及び指導業務を一般社団法人SanyTOMIが受託し、事業にかかる事務や活動プログラム作成及び指導等を行う。

＜活動サポーター＞

- ・ 事業を実施するに当たり、児童の活動支援及び安全管理を行う。
- ・ 市子ども会育成連絡協議会、主任児童委員、東御清翔高校生徒等に依頼する。

企画・運営 (運営委員会、運営協議会、要綱作成、運営補助、補助申請等)	教育課 学校教育係
地域コーディネーター (計画作成、募集、参加者調整、学校や地域等の連絡調整)	文化・スポーツ振興課 スポーツ係
運営の一部委託及び体験指導(協働活動支援員等) (運営庶務、用具準備、保険加入、研修、体験指導等)	一般社団法人 SanyTOMI
活動サポーター (児童の活動支援・見守り、安全管理等)	市子ども会育成連絡協議会、 主任児童委員、東御清翔高校 生徒スポーツ推進委員等

【担当部署】 教育課学校教育係 担当：横山

電話 64-5879 FAX 64-5878

文化・スポーツ振興課スポーツ係 担当：若林、森山

電話 75-1455 FAX 63-5431

(2) 第2次東御市青少年健全育成計画の令和5年度の実施状況及び結果について

1 第2次東御市青少年健全育成計画（2018年度～2023年度までの6年間）

平成19年6月に東御市青少年健全育成条例が策定され、条例第8条の規定により、平成30年4月に第2次東御市青少年健全育成計画を策定しました。本計画に基づき、家庭・地域・学校・事業所・行政等、社会全体で青少年育成健全育成に取り組みました。

2 基本目標と施策の展開

基本目標Ⅰ	青少年のための安心・安全な地域環境づくり
施策の展開	青少年の安心・安全確保のための取り組み
具体的な事業等	・市報とうみ、エフエムとうみ、LINE等による青少年健全育成に係る啓発周知（7月、11月、2月の強調月間） ・青少年補導委員、少年警察ボランティア等による見守り活動の実施 ・青少年補導委員によるチェック活動の実施（店舗及び施設等の社会環境調査） ・青少年育成市民会議による研修会の開催 ・青少年健全育成協力店の加入促進 ・青少年育成市民会議及び青少年補導委員等による街頭啓発活動、補導活動、パトロール活動の実施

基本目標Ⅱ	青少年の判断能力の向上とインターネットの適正利用
施策の展開	青少年の判断能力の向上
具体的な事業等	・ネットリテラシー教育の一環とするスマホ・インターネット等の通信機器の危険から子どもたちを守るための講演会、学習会及び出前講座の開催 ・小中学校の児童生徒へネットリテラシー通信（広報紙）の配布 ・青少年育成市民会議等による講演会の開催

基本目標Ⅲ	青少年の健やかな成長を皆で支え、自立を促すとともに、社会に貢献できる人づくり
施策の展開	青少年の自己形成支援
具体的な事業等	・各地区子ども会育成連絡協議会、友遊クラブ、青少年育成団体への補助 ・親子自然ふれあい学校、ジュニア野外体験学校への補助 ・子どもフェスティバルの開催 ・家庭教育学級事業（PTAに委託）の実施 ・放課後の遊びの体験事業の実施 ・中学生、高校生、大学生ボランティアの育成（子どもフェスティバル、親子自然ふれあい学校・ジュニア野外キャンプの活動等） ・子ども会安全共済会の加入（育成活動時の事故に対応する保険）

3 第2次東御市青少年健全育成計画 令和5年度の成果について

基本目標Ⅰ	
青少年の自立を促すとともに、社会に貢献できる人づくり	

指標	現状値	R5年度	目標値
夢を持っている	(小6) 82% (中2) 67%	(小6) 73% (中2) 68%	(小6) 85% (中2) 70%
青少年の割合			

基本目標Ⅱ	
青少年の判断能力の向上と 安心・安全な地域環境づくり	

指標	現状値	R5年度	目標値
インターネット トラブル発生率	(小6) 1% (中2) 4%	(小6) 25% (中2) 41%	(小6) 0% (中2) 0%
地域の方と挨拶を交わす 児童生徒の割合	(小6) 67% (中2) 49%	(小6) 93% (中2) 93%	(小6) 80% (中2) 70%

基本目標Ⅲ	
青少年の健やかな成長を 皆で支える社会環境づくり	

指標	現状値	R5年度	目標値
青少年健全育成協力店の 加入事業所数	107	120	150

施策の展開	
1. 青少年の自己形成支援	
(1) 家庭教育の充実	
(2) 多様な体験・活動機会の提供	
2. 青少年の社会参加促進及び支援	
(1) 青少年の社会参加促進	
(2) 困難を有する若者の支援	

施策の展開	
1. 青少年の判断能力の向上	
(1) ネット（情報）リテラシー教育の推進	
(2) 道徳・人権同和教育の推進	
(3) 健康教育の推進	
2. 青少年の安心・安全確保のための取組	
(1) 青少年の非行防止	
(2) 青少年の被害防止	
(3) 相談機能の充実	
(4) 施設の充実	

施策の展開	
1. 家庭・地域・学校の取組（連携）	
(1) 開かれた学校づくり	
(2) 青少年育成市民会議の充実	
(3) 家庭の日・青少年の日の推進	
(4) 事業所での青少年健全育成の促進	

指標	初期値 (H30)	R5年度	KPI
経験がある自然体験数 (児童生徒1人あたり)	(小6) 5.2個	(小6) 5.8個	(小6) 6個
指標	参考値	R5年度	KPI
10代投票率	43.75% (H29 参議院選)	21.44% (県議選)	50%以上

指標	初期値 (H30)	R5年度	KPI
インターネット・電 子メディア機器等の 利用に関して、ルー ルがある家庭の割合	【児童・生徒】 (小6) 86% (中2) 76% 【保護者】 (小6) 93% (中2) 89%	【児童・生徒】 (小6) 80% (中2) 72% 【保護者】 (小6) 89% (中2) 60%	【児童・生徒】 (小6) 93% (中2) 83% 【保護者】 (小6) 97% (中2) 95%
(ルールがある家庭の うち) ルールを守っている 児童生徒の割合	【児童・生徒】 (小6) 96% (中2) 88% 【保護者】 (小6) 81% (中2) 72%	【児童・生徒】 (小6) 66% (中2) 55% 【保護者】 (小6) 52% (中2) 29%	【児童・生徒】 (小6) 100% (中2) 94% 【保護者】 (小6) 90% (中2) 85%
指標	初期値 (H30)	R5年度	KPI
街頭補導活動における 補導人数	0	0	0

指標	参考値	R5年度	KPI
「家庭の日」の認知 度	10.8%	—	50%
「青少年の日」の認 知度	—	—	50%

※KPIとは、key performance indicatorの略で、目標の達成度を評価するための主要業績評価指標をいい、プロセスが順調に進んでいるかどうかを点検するための指標のこと。KPIは短期間で結果のわかる数値を指標としている。

4 令和5年度における青少年健全育成関係団体の活動内容

団体の概要	活動内容
青少年育成市民会議 顧問 市長 市議会議員 社会文教委員長 参与 学校長ほか 理事 95名(31団体) 代表者 芦田 高英	・役員会2回開催(4/28、10/20) ・総会の開催(6/8) 67名参加 ※研修会は講師の都合により中止 ・強調月間街頭啓発活動(7/3、11/1) 田中駅・滋野駅 ・県青少年健全育成県民大会(12/16 佐久市)
子ども会育成連絡協議会 構成 地区協議会、単位 区育成会 代表者 芦田 高英	・役員会4回開催(4/5、7/3、1/18、3/7) ・総会、研修会(5/23) 55名参加 ・親子自然ふれ合い学校(7/18) 親子30名参加 (湯の丸観光研修センター、湯の丸高原ビジターセンター、湯の丸 高原キャンプ場、GMOアスリーツパーク湯の丸)
青少年補導委員会 定数 38名 (教育委員会委嘱) 代表者 荻原慎一郎	・青少年補導委員会4回開催(4/19、6/29、10/6、R6.1/25) ・強調月間街頭啓発活動(7/3、11/1) 田中駅・滋野駅 ・県青少年補導活動推進大会(7/5 駒ヶ根市) ・東信4市補導委員会(9/22 小諸市) ・補導活動、チェック活動、啓発活動 通年実施 ・19市補導委員会との連携
ネットリテラシー教育推進協議会 定数 7名 (教育委員会委嘱) 代表者 小林経明	・ネットリテラシー教育推進協議会開催(10/12、R6.3/6) ・ネットリテラシー講演会開催(11/23、R6.1/25) ・とうみセーフティネットの会 PTA部会、学校部会、地域部会合同開催(R6.2/29) ・出前講座、研修会開催 小中学校で開催 ※ネットリテラシー教育推進協議会は、ICT支援連絡協議会とほぼ同じメンバーで同じ活動をしているため、R6.3/6の会議で廃止し、児童・生徒への対応はICT支援連絡協議会で行うことを決定した。
青少年健全育成審議会 委員 11名 (市長委嘱) 代表者 荻原慎一郎	・審議会3回開催(7/21、11/16、R6.2/9) 第3次東御市青少年健全育成計画(R6～R10年度までの5ヵ年計画)に係る審議

(3) 長野県子ども・若者支援総合計画（令和5～9年度）について

長野県子ども・若者支援総合計画

～夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現～

令和5～9年度



 長野県

第3節 青少年の健全育成

1 現状と課題

1 青少年の非行防止

- 県内の非行少年の総数や、再非行者率は減少傾向にあります。非行少年の再犯の減少に向けた取組を推進する必要があります。
- 全国的に覚醒剤事犯で検挙された30歳未満の者は減少傾向にあるものの、大麻事犯で検挙された30歳未満の者は平成26年（2014年）から増加に転じており、若者に乱用が多い危険ドラッグをはじめ、薬物依存の防止に向けた取組を推進する必要があります。

2 青少年のインターネットの適正利用の推進

- 県内の児童生徒のインターネット利用時間は長くなっており、保護者の想像する利用時間を上回っています。児童生徒のみならず、保護者など大人のインターネットの適正利用を推進する必要があります。
- 10代、20代の若者はネット依存の傾向が高い状況にあります。青少年のネット依存を防ぐため、インターネット適正利用を推進するための普及啓発を行う必要があります。

3 青少年の社会参加の促進

- 少子化に伴い地域の担い手となる若者が減少しており、ボランティア活動や地域活動など公共的活動に参加する青少年の割合も少ない状況です。地域の担い手となる青少年の公共的活動などへの参加の促進に向けた啓発及び情報提供が必要です。
- 子どもの自然体験がこの10年の間でやや減少しています。
自然体験や生活体験、文化芸術体験などが豊富な子どもは、自己肯定感が高く、探究力が身に付いている傾向もみられることから、社会参加への意欲や関心を育む自然体験などの体験活動を充実する必要があります。
- 「こども基本法（令和4年法律第77号）」に基づき全ての子どもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会を確保していくため、取組を進めていくことが必要です。

児童生徒が平日1日3時間を超えて学習以外でインターネットを利用する割合（長野県）

	R1	R2※	R3
小学生	10.5%	15.3%	10.3%
中学生	15.6%	25.3%	16.4%
高校生	49.2%	65.3%	48.5%

※R2は、新型コロナウイルス感染症対策のための自宅待機後の調査であったため、指数が大きく増加している。

インターネットについてのアンケート（県教育委員会）

2 施策の方向性

- 「青少年は地域社会から育む」という観点に立ち、行政と県民が一体となって青少年の非行や薬物乱用を生まない社会づくりを目指します。
- 青少年のインターネットの適正利用について、行政、県民、学校、民間が一体となり、社会全体で推進します。併せて、青少年が自ら考え、自ら行動する取組を推進します。
- 次世代を担う青少年が、自らが暮らす地域に誇りと愛着をもち、地域づくりに積極的に関わることができるよう、ボランティア活動や地域活動などの公共的活動や自然体験などの様々な体験活動への参加を促進します。

- 子ども関連施策の策定、実施及び評価の各段階において、子どもや子育て当事者の意見を幅広く聴取し、施策への反映を検討します。

3 施策の展開

1 青少年の非行防止

- ・ 青少年の健全育成や、よりよい社会環境づくりのため、県民や団体等と連携し、地域における啓発活動や巡回活動を推進します。(次世代サポート課)
- ・ 信州あいさつ運動[※]や子どもの居場所づくりへの参加など、地域で青少年を見守り、育てるボランティアである青少年サポーター[※]を育成します。(次世代サポート課)
- ・ 少年警察ボランティア[※]や長野県警察大学生ボランティア等と協力し、少年のたまり場となりやすい場所の街頭補導や、少年の不適切な書き込みについてサイバーパトロール[※]による発見活動を実施します。(警察本部人身安全・少年課)
- ・ 関係機関等と連携し、少年の立ち直りを支援し、再非行を防止する取組を推進します。(警察本部人身安全・少年課)
- ・ 少年の規範意識の向上を図るため、大麻を始めとした薬物乱用防止教室や非行防止教室を実施します。(警察本部人身安全・少年課)
- ・ 犯罪や非行をした人を支援する福祉関係者と司法関係者の連携ネットワーク構築等により、再犯防止の取組を推進します。(地域福祉課)

2 薬物乱用防止

- ・ 長野県薬物乱用対策推進協議会[※]を開催して関係者の連携を図り、併せて「ダメ。ゼッタイ。」普及運動[※]を推進するとともに、学校薬剤師等を通じた薬物乱用防止教育への協力や、小中高校生に対する出前講座を実施し、薬物乱用防止を推進します。(薬事管理課)
- ・ 薬物乱用防止教育指導者講習会を開催し、各学校が開催する薬物乱用防止教室の指導者育成に取り組むとともに、専門家と連携した薬物依存の怖さや薬物に関する正しい知識等の習得を図ります。(保健厚生課)

3 インターネットの適正利用

- ・ 官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会[※]において、子ども・保護者への啓発活動や情報交換等を通じて、実効性のあるインターネット適正利用の取組を推進します。(次世代サポート課)
- ・ 保護者や地域住民等が、自主的に開催する情報モラル等の研修に対し助成することにより、インターネットやスマートフォンの適正利用や情報モラルについて学ぶ機会を増やします。(次世代サポート課)
- ・ ネットトラブルの対応方法と相談先をまとめたWebサイト「信州ネットトラブルバスターズ」に最新のトラブルの実例を掲載します。(心の支援課、次世代サポート課)
- ・ 情報モラルの向上、デジタル・シティズンシップ教育を推進するため「高校生ICT[※]カンファレンス」を開催するとともに、参加校との連携による情報発信を行います。(心の支援課、次世代サポート課、県警本部人身安全・少年課)

4 社会参加の促進

- ・ 単独市町村では解決困難な課題に対して圏域での活動基盤を構築する等により、ボランティア活動への参加気運の醸成と活動の普及を図ります。(地域福祉課)

・子どもの声や、女性・若者の意見を聴くため、新たに「こども・若者モニター制度」を実施します。（次世代サポート課）

・計画策定や事業評価等の県の政策形成過程においては、次代を担う子ども・若者の意見を聴くなど、子ども・若者の社会参画を推進します。（関係課）

・長野県の豊かな自然環境や多様な地域資源（地域文化）を活用し、屋外を中心とする体験活動を積極的に行う幼児教育・保育を推進します。（こども・家庭課）

・自然体験活動を通じて豊かな情操や社会性を養い、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、県立少年自然の家においてふれあい自然体験キャンプ等を実施します。（文化財・生涯学習課）

ネットに笑顔を奪われないように
～青少年のインターネット適正利用推進に関する取組～

平成 27 年に官民協働で設置された「長野県青少年インターネット適正利用推進協議会」では、「子どもとメディア信州」が県や県教育委員会等と協力して実施している「スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート調査」の結果を踏まえながら、各参加団体が実施している青少年の情報モラルに関する事業や課題について討議し、専門の講師をお招きしてインターネットに起因するトラブルを巡る最新の動向について情報を得ています。

また、毎年新学期の時期に合わせて、小学生高学年から中学生とその保護者を対象に啓発リーフレットを作成し配布を行っている他、令和 4 年度からネットトラブルに関する相談先や緊急の対処法をまとめたウェブページ「信州ネットトラブルバスターズ」を開設し、新たな広報を開始しています。

これは、小中学生に一人一台のタブレット端末を整備する「GIGA スクール構想」により、タブレットを自宅に持ち帰ることで、ネット利用のハードルが下がっていることを踏まえて、被害に遭った時に抱え込まず、身近な人や窓口に相談してもらうために行っているもので、多くの児童生徒に利用していただくよう官民で協力して周知に取り組んでいます。



（信州ネットトラブルバスターズ）

(4) 第3次東御市青少年健全育成計画について

第2次東御市青少年健全育成計画【2018年度から2023年度】

基本理念 「何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成します」(東御市青少年健全育成条例第3条)	
---	--

基本目標	施策の展開	項目
青少年の自立を促すとともに、社会に貢献できる人づくり	1 青少年の自己形成支援	(1) 家庭教育の充実
	2 青少年の社会参加促進及び支援	(2) 多様な体験・活動機会の提供 (1) 青少年の社会参加促進 (2) 困難を有する若者の支援
青少年の判断能力の向上と安心・安全な地域環境づくり	1 青少年の判断能力の向上	(1) ネット(情報リテラシー)教育の推進
		(2) 道徳・人権同和教育の推進
		(3) 健康教育の推進
	2 青少年の安心・安全確保のための取組	(1) 青少年の非行防止 (2) 青少年の被害防止 (3) 相談機能の充実 (4) 施設の充実
青少年の健やかな成長を旨とする社会環境づくり	1 家庭・地域・学校の取組(連携)	(1) 開かれた学校づくり
		(2) 青少年育成市民会議の充実
		(3) 家庭の日・青少年の日の推進
		(4) 事業所での青少年健全育成の促進



第3次東御市青少年健全育成計画【2024年度から2028年度】

基本理念 「何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成します」(東御市青少年健全育成条例第3条)	
---	--

基本目標	施策の展開	項目	長野県の目標※1
青少年のための安心・安全な地域環境づくり	1 青少年の安心・安全確保のための取組	(1) 補導活動による啓発	青少年の非行防止 薬物乱用防止
		(2) 非行・被害防止の取組み	
		(3) 薬物乱用防止	
青少年の判断能力の向上とインターネットの適正利用	1 青少年の判断能力の向上	(1) ネットの適正利用の推進	インターネットの適正利用
		(2) ネット利用について保護者・家庭を含めた大人達への理解促進	
		(3) 多様な体験・活動機会の提供	
青少年の健やかな成長を旨とする社会環境づくり	1 青少年の自己形成支援	(1) 多様な体験・活動機会の提供	社会参加の促進
		(2) 青少年の社会参加促進	
		(3) 青少年リーダーの養成	

※1 長野県子ども・若者支援総合計画 2023年度～2027年度